

2024年

11

月号

協会けんぽ

さが支部通信



職場内で回覧・掲示ください。

令和6年度佐賀さいこう表彰(健康経営部門) の表彰式が行われました!

佐賀さいこう表彰(健康経営部門)とは?

健康経営[®]に取り組み、特に他の模範となる優れた事業所様を表彰することにより、事業所様の意欲増進や健康経営の向上を図るとともに、社会的評価を高め、県内事業所の健全な発展に資することを目的として佐賀県が行っています。

※健康経営[®]はNPO法人健康経営研究会の登録商標です



佐賀ガス株式会社
代表取締役社長 志村 一郎 様

佐賀県
山口 祥義 知事

株式会社シグマ
代表取締役社長 香月 信夫 様

協会けんぽ佐賀支部の加入事業所からは、株式会社シグマ様が受賞されました!

受賞された事業所様の主な取組内容

佐賀ガス株式会社 様

SAGATOCOアプリの活用や脱マイカー通勤など歩くライフスタイルの推進、喫煙者の禁煙費用補助等を実施。

株式会社シグマ 様

SAGATOCOアプリの活用やご当地音楽でのラジオ体操、歯科検診の受診促進、AIスピーカーによるリラックスタイムの促進等を実施。

健康経営を始めたいとお考えの事業所様は、ぜひ、協会けんぽ佐賀支部の「**がばい健康企業宣言**」から始めてみませんか?

詳しくはコチラ (協会けんぽ佐賀支部「がばい健康企業宣言」のページ)



整骨院・接骨院のかかり方

整骨院・接骨院にかかる場合、「協会けんぽ」から療養費としてその一部が支払われます。しかし、治療には、健康保険の対象となる場合と、ならない場合があります。

健康保険の 対象となる場合

● 急性などの外傷性の

打撲 捻挫

挫傷(肉離れなど)

骨折 脱臼

※骨折・脱臼については医師の同意が必要です(応急処置を除く)

健康保険の 対象とならない場合

- 単なる肩こり、筋肉疲労
- 慰安目的のあん摩・マッサージ代替りの利用
- 病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)からくる痛み・こり
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 過去の交通事故等による後遺症
- 症状の改善の見られない長期の治療
- 医師の同意のない骨折や脱臼の治療(応急処置を除く)
- 仕事中や通勤途上におきた負傷

整骨院・接骨院にかかる場合の注意事項

Point!

1

負傷の原因を正しく伝えましょう

外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害に該当する場合又は、通勤途上に負った負傷は健康保険は使えません。

Point!

2

療養費支給申請書の内容をよく確認し、必ず自分で記入または捺印しましょう

委任欄に記入する場合は、傷病名・日数・金額をよく確認しましょう。白紙の用紙にサインをしたり、印鑑を渡してしまうのは、間違いにつながる恐れがありますので注意してください。

Point!

3

領収証をもらいましょう

金額などに相違があれば、「協会けんぽ」までご連絡ください。なお、領収証は、医療費控除を受ける際にも必要になりますので大事に保管してください。



Point!

4

治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう

長期間治療を受けても快方に向かわない場合は、内科的要因も考えられますので、一度医師の診断を受けましょう。

「協会けんぽ」より治療内容についてお尋ねすることがあります

適正な支払いに調査が必要と判断される場合には、「協会けんぽ」より電話または文書で、負傷原因、治療年月日、治療内容などを照会させていただくことがあります。そのため、受診の記録(負傷部位・治療日・治療内容など)、領収証の保管をさせていただき、照会がありましたらご自身で回答書に記入されるようお願いいたします。

